

現下のエネルギー価格上昇を脱炭素社会構築に向けた突破口に

2022年3月23日

十倉 雅和

中空 麻奈

新浪 剛史

柳川 範之

今回のウクライナ危機は、エネルギーの対外依存による我が国の脆弱性を改めて浮き彫りにした。オイルショック時の省エネの取組がその後の成長の基盤を構築したように、エネルギー価格上昇というピンチにある今こそ日本の高い技術力、人材力、資金力を結集して脱炭素、省エネの取組を一気に加速することにより、国内での投資喚起や雇用創出を通じて新たな成長のフロンティアを開拓するチャンスへと転換すべき。そのため、以下の取組について、今こそ大胆に、パッケージ化して取り組むべき。

1. 将来のエネルギー戦略を見据えて

46%GHG削減目標の2030年まで残された期間は約8年であり、その実現に向けては、S+3E¹を大前提に、利用可能な最善の技術(BAT²)や資源を総動員し、CO₂多排出産業を中心にトランジションを加速して進める必要がある。さらにその先の2050年カーボンニュートラル実現を見据え、多分野にわたる息の長い取組を官民一体となって推進していくことが必要。そのためのロードマップを、政府が司令塔となって作成すべき。ロードマップでは、以下の課題に関し、多年度にわたる計画的な投資と制度改革の道筋を官民で共有し、重点分野の特定と課題解決の方策等を明らかにすべき。

- ・ 最適なエネルギーミックスの実現に向けては、BATや資源の総動員が重要。特に原発については、安全性を確保した上で、2030年のエネルギーミックス実現に必要な27基の稼働に向けた強いコミットメントを示し、既存の電源施設の有効な利活用を図るとともに、小型モジュール炉の開発・実証を加速すべき。
- ・ さらに2050年のカーボンニュートラル実現に向け、水素、CCUS³、ペロブスカイト太陽電池⁴といった有望な要素技術の実装化・規模拡大や非連続な変革をもたらす革新的技術開発につなげるため、官民一体となって多年度で投資を推進するための投資等の取組の工程化と、技術や需要構造の変化に合わせた産業・事業再編ビジョンを提示すべき。
- ・ 地球規模でのカーボンニュートラルへの貢献と海外の旺盛なグリーン需要を取り込むため、攻めの経済外交や国際経済戦略を展開すべき。

1 安全性(Safety)、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)。

2 Best Available Technology

3 Carbon Capture, Usage and Storage。産業活動から排出される高濃度CO₂を固定化し、または有効に利用する技術。

4 ペロブスカイト結晶を用いた太陽電池で、既存の太陽電池と比べて、少ない工程で製造可能で軽量性、柔軟性に優れており、住宅やビルの屋上のみならず、例えば、EVの屋根、オフィスビルの壁や曲面など、これまで設置が難しかった場所に設置できるというメリットがある。他方、現状では、コスト面で既に普及している太陽電池に比べて高く、また、寿命が短い、更なる変換効率の向上が必要などの課題がある。

- ・ 諸外国と比べて十分活用されていない様々なカーボンプライシング手法⁵の制度設計、市場整備を図るべき。排出権取引市場⁶については、国内にとどまらず、国際的に取引可能な制度を早急に整備すべき。
- ・ 民間の継続的な投資を促すため、政府自らが中長期の財政支出にコミットするとともに、その財源の在り方についても検討すべき。

2. 国民・企業の行動変容を促す規制改革・制度構築

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、国民・企業のさらなる行動変容⁷を促すために、今こそ脱炭素時代の規制・制度に大胆な転換を図るべき。

(サステナブルファイナンス市場の創出)

- ・ プライム上場企業のTCFD提言⁸に基づく気候変動に係る情報開示の充実⁹は、今後、非上場企業を含め対象を拡大していくことが求められる。さらに、ISSB¹⁰によるサステナビリティ開示基準策定を通じた非財務情報の財務化などの動きを見つつ、脱炭素、省エネの取組が市場で適正に評価される仕組の更なる充実など適切な規制・制度構築を図り、企業や投資家などの行動を変え、サステナブルファイナンス市場を拡大させ、資金の流れを変えることを促すべき。
- ・ 市場の整備や国内の事業へのESG投資拡大に向けて、適格性を客観的に認証するプラットフォーム、評価・データ提供機関の整備を進めるべき。さらには、グリーンボンド、トランジションボンドなど多様な環境関連の金融商品が取引される「グリーン国際金融センター」創設をいかに実現するか、具体的な取組を進めるべき。

(省エネの更なる推進)

- ・ 新築建築物への省エネ基準適合の義務付け¹¹や新築住宅への屋根置き太陽光の設置促進・義務化など大胆な制度整備を進めるべき。
- ・ EV化に向けた蓄電池設置¹²・充電スタンド¹³に係る消防法規制の見直しなど規制改革を加速すべき。

5 代表的な手法として、政府が実施するものとして炭素税や国内排出量取引、民間が実施するものとしてインターナショナル・カーボンプライシングや国内クレジット取引等がある。

6 経済産業省では、気候変動対策を先駆的に行う企業群が集積し、炭素削減価値が市場で評価される枠組み(カーボンニュートラル・トップリーグ(仮称))の構築などを検討している。

7 Pew Research Center(米国)の調査によると、「地球規模の気候変動への影響を軽減するために、生活や仕事のやり方をどの程度変えたいか」という質問に対し、「全く変えない」又は「少しだけ変える」と答えた人の割合の合計は、日本では44%であるのに対し、米国は26%、英国は15%、フランスは17%、ドイツは20%である。

8 Task Force on Climate-related Financial Disclosures. 金融安定理事会(FSB)により設立された気候関連財務情報開示タスクフォース。全セクターに対し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」に関する開示を推奨。

9 コーポレートガバナンス・コードに規定されている。

10 International Sustainability Standards Board. 国際会計基準(IFRS)財団により、2021年11月に設置された国際サステナビリティ基準審議会。

11 建築物省エネ法の改正。2030年以降に設置される全ての新築建築物に省エネ基準適合を義務付け、既存建築物の省エネ適合推進等。

12 車載用リチウムイオン電池の貯蔵に係る諸外国にみられない規制。

13 高速受電できる大型(200KW以上)のものは変電所扱いとして厳しい規制の対象になっている。